

# 「Welcome Kobe 台湾家族向け誘致プロモーション事業」にかかる仕様書

## 1. 事業名

「Welcome Kobe 台湾家族向け誘致プロモーション事業」

## 2. 事業目的

本事業は、近年増加傾向にある台湾からの訪日旅行者の動向を踏まえ、特に旅行意欲の高い  
ファミリー層をターゲットに、神戸市への誘客を促進することを目的とするものである。

本市の観光資源や子育て世代に適した体験コンテンツを効果的に発信し、台湾のファミリー層に  
対して訴求力のあるプロモーションを展開する。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4. 訴求対象・訴求内容

以下の想定するターゲットに対して、コンテンツを中心に訴求し、訪神意欲の喚起を図る。

### (1) ターゲット

#### ・言語圏及び想定国

中国語圏（繁体字）…台湾

#### ・趣味嗜好

台湾人のファミリー層

### (2) コンテンツ

ターゲット層に強く訴求できる内容かつ以下の条件をクリアしたコンテンツ案を受託者で企画し、  
提案のうえ、神戸観光局と相談のうえ、撮影前に決定する。

- ・ 神戸空港の国際チャーター便就航のPRを含めること。
- ・ 淡路島の観光地を取り上げること。ファミリー層向けの訴求を想定するがそれ以外の提案も  
可能
- ・ 神戸空港第2ターミナル（国際線）内カウンターで実施する、手ぶら観光サービスのPRを含める  
こと。※ サービス紹介を15秒程度挿入するイメージでメインコンテンツとする必要は無い。  
<https://www.feel-kobe.jp/app/wp-content/uploads/手荷物預かり.pdf>
- ・ 神戸観光局の公式HPの宣伝を可能な限り行うこと。

## 5. 実施内容

訴求対象・訴求内容に留意の上、本事業については、神戸観光局で実施した事前調査で旅行先の決定  
要因として最も高いとされたYouTubeでの動画制作・発信・広報とする。

### (1) 発信チャンネル

10万人以上の登録者数を持つチャンネル上で発信、もしくは5万以上の視聴回数の動画が掲載さ

れているチャネルでの発信とする。

#### (2) 動画の内容

神戸（淡路島含む）の観光スポットを紹介するもので、15分以上とする。ただし、それ以下の長さであっても特別な訴求効果が期待できるものは許容する。

#### (3) 出演者

インフルエンサーの出演などは条件としては指定しない。

#### (4) 指標（KPI）

再生回数10万回を達成できることが見込める提案とすること。

#### (5) 広報手段

KPI達成のために必要な広報を行うこと。

### 6. 追加的な提案

・本プロモーションの最終目的は神戸市への来訪者の増加であるが、本プロモーションと実地訪問の因果関係を説明することは一般的に困難である。何らかの方法で効果測定ができる提案は加点対象とする。また、実地訪問者の訪問地や滞在時間など、今後の観光施策に資する情報を提供できる提案も加点対象とする。手法については、デジタル技術を活用するものに限らず、神戸観光局が保有する観光案内所を活用するような提案など、幅広い提案を求める。

本業務は、来年度以降の別途発注を想定するため、提案価格には含めず、参考見積もりを個別に提出すること。

### 7. 神戸観光局による動画の利用

- ・神戸観光局のWebサイト、SNS等による、YouTube埋め込みによる発信や、海外・国内の旅行博での上映による発信を想定しており、本用途での関する使用を許諾すること。
- ・動画の納品は必要ないが、YouTubeチャンネルを廃止する際には動画をデータで納品すること。

### 8. 報告

- ・事業についての進捗報告は隨時行うこと。
- ・事業実施後に、実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。
- ・報告内容について、委託者が不足と判断した場合には修正を指示することがある。修正後の提出も契約期間内に終えられるようにすること。

### 9. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- (3) この業務委託により生じた動画の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利含む）については、受託者に帰属させるものとする。ただし、動画以外の著作物の著作権は

協議する。

- (4) 本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- (5) 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（事業者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- (6) 動画はすべて新規の取材及び撮影を行うものとし、受託者がその手配をすべて行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。

## 10. 問い合わせ先

(一財) 神戸観光局 観光部 担当：北村・太田  
〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号（三宮ビル東館 9 階）  
電話：078-262-1905 Email: [kobe\\_promotion@koba.or.jp](mailto:kobe_promotion@koba.or.jp)